

## 倫理法等違反事案の調査及び懲戒処分等の状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
調査開始事案数 ( )は前年度からの継続事案(外数)	8	11 <2>	18 <2>	11 <3>	24 <4>	17 <6>	32 <4>	34 <6>	58 <6>	18 <5>	24 <5>	14 <7>	20 <5>	18 <8>	15 <4>	16 <3>	11 <4>	19 <0>	368
調査終了事案数	6	11	17	10	22	19	30	34	59	18	22	16	17	22	16	15	15	19	368
処分等件数 ( )は人数	4 (16)	11 (14)	17 (30)	10 (20)	21 (45)	20 (222)	27 (54)	32 (159)	57 (267)	16 (30)	21 (61)	16 (27)	16 (63)	20 (62)	16 (30)	15 (35)	13 (33)	18 (64)	350 (1,232)
懲戒処分件数 ( )は人数	2 (2)	5 (5)	11 (13)	8 (11)	15 (19)	17 (114)	21 (26)	27 (83)	30 (94)	10 (21)	14 (28)	6 (13)	8 (22)	8 (9)	10 (18)	7 (10)	6 (7)	9 (14)	214 (509)
免職		2 (2)	3 (3)	1 (1)	7 (7)	4 (11)	8 (9)	11 (11)	6 (9)	4 (4)	4 (6)		2 (6)	2 (2)	4 (4)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	66 (83)
停職	1 (1)		1 (1)	2 (2)	2 (2)	3 (9)	2 (2)	1 (1)	8 (9)	1 (1)	1 (1)	2 (2)		2 (2)	5 (6)	3 (4)	1 (2)	4 (5)	39 (50)
減給	1 (1)	1 (1)	5 (5)	1 (2)	5 (6)	8 (22)	4 (4)	9 (17)	7 (36)	2 (3)	2 (2)	4 (5)	3 (5)	1 (1)	3 (6)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	59 (120)
戒告		2 (2)	4 (4)	5 (6)	3 (4)	10 (72)	10 (11)	13 (54)	17 (40)	6 (13)	8 (19)	3 (6)	5 (11)	3 (4)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	4 (6)	97 (256)
矯正措置件数 ( )は人数	2 (14)	7 (9)	8 (17)	3 (9)	10 (26)	10 (108)	9 (28)	14 (76)	38 (173)	8 (9)	12 (33)	11 (14)	11 (41)	13 (53)	7 (12)	10 (25)	8 (26)	10 (50)	191 (723)

- (注) 1. 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がある場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。  
 2. 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がある場合は、それぞれの種類ごとに計上しているため、内訳(免職等)の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。  
 3. 1事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は最初に調査結果報告が行われた年度のみ計上し、処分等人数は、それぞれの調査結果報告が行われた年度に計上している。  
 4. 「矯正措置」は、各府省の内規による訓告、嚴重注意等の措置を示す。